



# 令和4年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

## 資料3

# 障害者虐待の防止について



# 障がい者虐待の件数推移について

	年度	函館市		北海道		全国	
		相談通報	虐待判断	相談通報	虐待判断	相談通報	虐待判断
養護者による虐待	H29	17	1	281	78	4,649	1,557
	H30	29	0	296	84	5,331	1,612
	R1	32	1	349	51	5,758	1,655
	R2	27	0	483	47	6,556	1,768
	R3	24	1	今後公表予定		今後公表予定	
施設従事者による虐待	H29	8	2	128	12	2,374	464
	H30	7	3	111	20	2,605	592
	R1	6	1	119	27	2,761	547
	R2	6	1	108	24	2,865	632
	R3	5	2	今後公表予定		今後公表予定	
使用者による虐待	H29	0	0	43	49	691	597
	H30	0	0	23	19	641	541
	R1	0	0	23	25	591	535
	R2	0	0	30	21	564	401
	R3	0	0	今後公表予定		今後公表予定	

# 障害福祉サービス事業所等の従事者による利用者への虐待事例

支援員が利用者のモーニングケアをしていたところ、利用者が不穏になり、物を叩き始めたことから、支援員がその行為を止めようと利用者の手首を押さえたところ、利用者が支援員の手を噛みついてきたため、支援員はとっさに利用者の頭部を叩いてしまった。

- ・ 利用者は、日常は平穏に過ごしているが、数ヶ月前から、寝起きの早朝は、不穏になり、他害行為に至ることが多くなっていた。
- ・ 支援員は、今年、入職したばかりで、障がいのある人への支援の経験はまだ少なかった。
- ・ ベテランの主任にとっては、利用者の不穏行為は見慣れたもので、特に対応が困難な利用者とは認識していなかった。

## 事業所への指導

- ① 従事者による利用者への虐待が行われたことは、人格尊重義務に違反するものであることから、原因を究明し、再発防止に取り組むこと。
- ② 利用者は、これまでも不穏・他害行為の出現が確認されており、支援計画において対応策が定められていたが、経験の少ない職員では適切に実施することができていなかった。計画内容を検証するとともに、具体的な支援手順を作成する等、全ての職員が支援内容を適切に実施できる方策を検討すること。
- ③ 本事案の従事者は、障害者支援の従事経験が少なく、業務に対する不安や疑問の発言があり、指導や助言が行われていたが、今回の事態を防ぐことはできなかった。施設には同じく従事経験が少ない従事者が多く在籍しており、同様の事案が再び生じてしまう可能性があることから、これまでの指導体制の課題と改善策を検討すること。

# まとめ

障害者虐待は，人権，人格を損なうという，重大な違反行為です。

事業所で虐待を行ってしまった場合は，行政処分等により，事業所運営に多大な影響が生じる可能性がありますので，今一度，事業所の虐待防止体制について，職員の皆様で話し合ってください。

